第四条に次の二項を加える。

3　対象被害者等の属する世帯において対象被害者等が、次の各号に掲げる者を扶養するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する月額（前項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の額）に、当該各号に掲げる者一人につき一万六千円を加算した額とする。

一　対象被害者等が帰国し、又は入国した後に、本邦で生まれた被害者の子又は孫

二　対象被害者等が帰国し、又は入国した後に、被害者又は被害者の子の配偶者となった者であって被害者でないもの

三　被害者の一親等の直系尊属であって被害者でないもの

四　帰国し、又は入国した被害者の配偶者（法第二条第一項第二号に規定するものをいう。）の一親等の直系尊属であって被害者でないもの

4　対象被害者等が別表第一に掲げる地域に居住地を有するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する月額（前二項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による加算後の額）に、別表第一の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

一級地　百分の十二

二級地　百分の九

三級地　百分の六・五

四級地　百分の四・五

第五条を次のように改める。

（拉致被害者等給付金の額の特例）

第五条　拉致被害者等給付金の支給を開始する月についての当該拉致被害者等給付金の月額は、前条第一項の規定により定められた額（同条第二項から第四項までの規定の適用がある場合においては、その適用後の額）に四を乗じて得た額とする。

第八条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、対象被害者等に拉致被害者等給付金の月額を変更するべき事実が生じたとき（第十条第一項から第三項まで及び第五項に規定する場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月から拉致被害者等給付金の額を改定し、当該対象被害者等に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

第十条第一項中「所得（拉致被害者等給付金」の下に「、滞在援助金及び配偶者支援金」を、「定められた額」の下に「（同条第二項から第四項までの規定の適用がある場合においては、その適用後の額）」を、「三万円」の下に「（同条第四項の規定の適用がある場合においては、別表第一の級別区分に応じ、同項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を加え、同条第二項及び第三項中「定められた額」の下に「（同条第二項から第四項までの規定の適用がある場合においては、その適用後の額）」を加える。

第十一条第一項に次の一号を加える。

三　対象被害者等が、帰国入国した被害者の子の配偶者又は第四条第三項各号に掲げる者を扶養しているか否かの別

第十一条第二項に次の一号を加える。

三　前項第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類

第十一条第三項中「氏名又は住所を変更したとき」を「第一項の現況届にある記載事項又は前項各号に掲げる書類の記載事項に変更があった場合」に改め、同条第四項中「受取金融機関」を「払渡しを受ける金融機関」に、「受取郵便局」を「郵便貯金銀行（郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。）」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第七項中「拉致被害者等給付金辞退届」を「拉致被害者等給付金等辞退届」に改める。

第十二条中「被害者が本邦に帰国後」を「帰国被害者等が本邦に帰国し、又は入国した後」に、「被害者が永住」を「帰国被害者等が本邦に居住し、かつ永住」に改める。

第十三条中「被害者」を「帰国被害者等」に改める。

第十四条第一項中「支給している」の下に「帰国被害者等が、」を加え、「被害者が」を削り、同条第二項中「被害者」を「帰国被害者等」に改める。

第十五条から第十九条までを次のように改める。

（準用）

第十五条　第三条第二項、第四条（第三項第一号及び第二号を除く。）、第六条、第七条第二項及び第三項並びに第八条から第十一条第六項までの規定は、滞在援助金において準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二項	拉致被害者等給付金	滞在援助金
第四条第一項	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	永住被害者（法第二条第一項第六号に規定する永住被害者をいう。以下同じ。）、永住配偶者（同項第七号に規定する永住配偶者をいう。以下同じ。）及び帰国し、又は入国した同項第三号に規定する被害者の子等であって、本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの（以下「対象被害者等」という。）	帰国被害者等
第四条第二項	対象被害者等が	帰国被害者等が
	対象被害者等	帰国被害者等
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	前項	第十五条において準用する前項
第四条第三項（第一号及び第二号を除く。）	対象被害者等	帰国被害者等
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
第四条第四項	第一項	第十五条において準用する第一項
	前項	第十五条において準用する前項
	対象被害者等	帰国被害者等
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	第一項	第十五条において準用する第一項
	前二項	第十五条において準用する前二項
第六条	対象被害者等	帰国被害者等
第七条第二項	前項	第十三条